

埼玉県川越比企地域保健医療協議会要綱

(令和4年6月1日坂戸保健所長決裁)

(設置)

第1条 川越比企保健医療圏における埼玉県地域保健医療計画（以下「計画」という。）を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県川越比企地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の試案の作成及び推進に関すること
- (2) 関係団体の協力の確保に関すること
- (3) その他川越比企保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会事務局の長が選任する医療関係者（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、圏域内の特定機能病院及び地域医療支援病院）、保健・衛生関係者、医療保険関係者、市町村関係者（救急業務を処理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）、保健所長及び公募選考者とする。

2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1項に掲げる職員のうち町村関係者（同項に掲げる一部事務組合及び広域連合を除く。）の委員の任期は、1年とする。
なお、いずれの場合においても再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ず協議会を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して協議会に出席させることができる。
- 5 前項の規定により、協議会に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 6 協議会の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、坂戸保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(協議会の開催回数)

第8条 協議会は、原則として年1回開催とする。ただし、計画の作成及び中間見直し等、特別に協議すべき議題がある時は、開催回数を追加することができる。

(協議会の公開)

第9条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(資料の事前配布)

第10条 事務局は、協議会の資料を、開催日の1週間前までに委員に配布し、事前に委員が目を通せるように努めるものとする。

(議事運営)

第11条 議長は、協議会において委員全員が発言できるよう配慮した議事運営を行うものとする。

- 2 事務局は、必要に応じ事前に、委員への意見聴取、現場の状況や取組の発表依頼を行い、協議会当日の議長の議事運営を補佐する。
- 3 事務局は、資料のペーパーレス化及びWEB方式での協議会開催に努めるものとする。

(資料等のホームページでの公表)

第12条 事務局は、協議会の資料を協議会開催後3日以内に埼玉県ホームページで公表する。

- 2 事務局は、協議会の議事概要を資料公開後速やかに埼玉県ホームページで公表する。

(協議事項)

第13条 協議会では、第2条各号に規定する計画の推進その他の必要な事項に係る協議として、次の事項について協議する。

- (1) 計画の試案の作成及び推進に関すること
- (2) 圏域別取組の作成及び推進に関すること
- (3) その他別に定めること

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(施行日の例外)

2 第3条の規定による委員の選任及び第7条の規定による協議会の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(委員の任期の特例)

3 この要綱の施行当初の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、令和6年5月31日までとする。

埼玉県川越比企地域保健医療協議会 委員名簿

令和8年7月1日現在 敬称略

区分	所属団体及び役職名	氏名	備考
医師会	坂戸鶴ヶ島医師会 会長	吉松 栄彦	R8. 6. 24～
	川越市医師会 会長	松本 吉郎	R8. 6. 26～
	比企医師会 会長	田端 裕之	
歯科医師会	川越市歯科医師会 会長	中野 文夫	
	入間郡市歯科医師会 会長	黒田 猛	
	比企郡市歯科医師会 会長	杉澤 満	
薬剤師会	川越市薬剤師会 会長	山内 大輔	
	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会 会長	平塚 大	
	東松山薬剤師会 会長	関口 直邦	
看護協会	埼玉県看護協会（東松山医師会病院看護部長）	山浦 有里	
特定機能病院	埼玉医科大学病院 病院長	篠塚 望	
地域医療支援病院	埼玉医科大学総合医療センター 病院長	別宮 好文	
	小川赤十字病院 院長	竹ノ谷 正徳	
	東松山医師会病院 代表理事	河野 貴文	
保健・衛生関係者	日本栄養大学准教授	松下 佳代	
	埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会 理事	佐久間 眞理子	
	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会埼玉県支部（吉見町母子愛育会 会長）	野村 圭子	
医療保険関係者	埼玉県保険者協議会（全国健康保険協会埼玉支部長）	榎原 章統	
	埼玉県保険者協議会（鶴ヶ島市保険年金課長）	内野 雅彦	R8. 6. 1～
市町村関係者	川越市保健医療部 部長	北條 克彦	R8. 4. 1～
	坂戸市こども健康部 参与	有田 さおり	R8. 6. 1～
	鶴ヶ島市健康部 部長	白井 克英	
	東松山市健康福祉部 部長	柳沢 知孝	
	越生町健康福祉課 課長	町田 京子	R8. 6. 1～
	嵐山町健康いきいき課 課長	菅原 広子	R8. 6. 1～
	小川町健康福祉課 課長	堀口 芳之	R8. 6. 1～
消防本部	川越地区消防局 消防局長	武笠 浩	R8. 4. 1～
	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 消防長	沼田 淳司	
	西入間広域消防組合消防本部 消防長	宮寺 定幸	
	比企広域消防本部 消防長	原 芳和	R8. 4. 1～
保健所長	川越市保健所長	丸山 浩	
	東松山保健所長	荒井 和子	
	坂戸保健所長	宮野 慎太郎	